



製薬企業による飲食提供に関するルール改定の概要

場面	見直し前のルール	令和8年4月施行ルール
自社医薬品の説明会 ※主として医療機関内で行われる、 一医療機関を対象とした自社製品説明会	3千円を超えない茶菓・弁当等	・3千円を超えない弁当等 ・簡素な飲料
自社医薬品の講演会 ※複数医療機関を対象とした 自社医薬品に関する講演会	立食形式で懇親行事を実施できない場合、通常 の半額（1万円）程度の飲食等 役割者との打合せ時、 <u>5千円を超えない飲食等</u>	・ <u>3千円を超えない弁当等</u> ・簡素な飲料 ・役割者との打合せ時、 <u>3千円を超えない食事</u> ・簡素な飲料
社内研修会 ※製薬企業が自社社員を対象に 実施する医師等を講師とした研修会	<u>2万円を超えない飲食等</u>	・ <u>3千円を超えない食事</u> ・簡素な飲料
医薬情報活動 ※医療機関内で面談ができない場合に、 例外的に外部の飲食店等で実施する 自社の医薬品に関する情報提供活動	<u>5千円を超えない飲食等</u>	・ <u>3千円を超えない食事</u> ・簡素な飲料

飲食 : アルコール飲料の提供を含む
弁当等 : 菓子類を含む

食事 : 軽食・弁当等をいいアルコール飲料は含まない
簡素な飲料 : 水、お茶、コーヒー、紅茶程度



ルール改定後の全体像

- この見直しでは公務員倫理規程との整合化を意識したものとなっており、2026年4月1日以降提供できるのは、原則3千円以内の食事か立食による懇親行事に限られることになります（ただし、下の②のケースは例外となります）。
- また、4月1日以降アルコール飲料を提供できるのは次の2つのケースに限定されます（いずれも一人当たり2万円以内）。
 - ① 自社医薬品の講演会後や調査研究に係る会合前か後に立食形式で行われる参加者間の懇親行事
 - ② 講演会における講師などの役割者等に対する慰労等を目的とした会食

なお、以上は、製薬業界において公正競争規約上最低限守るべきルールをお示したものであり、各社において独自のより厳しいルールを定めている場合があります。